

保育所等給食支援事業に係るFAQ（幼稚園、幼稚園型認定こども園、認可外保育施設用）

第1版

番号	項目	質問	回答
1	要件	すでに給食費の値上げを行った幼稚園等は補助対象にならないのでしょうか。	給食費について、令和4年4月以降に、物価高騰に起因する値上げを行っている幼稚園等については、値上げ前の水準に戻すことを補助の要件としています。 なお、令和4年4月以降の値上げ分を保護者へ返還するなどの調整を行った場合には、遡及して補助の対象となります。そのような調整を行わない場合には、給食費を値上げ前の水準に戻した月から補助の対象となります。
2	要件	本補助金の対象期間はいつでしょうか。	令和4年4月から令和5年3月までの12か月間です。
3	要件	副食費の徴収金額が月4,500円を下回る施設については、副食費の基準単価は4,500円となりますか。それとも、施設の徴収金額となりますか。	施設の徴収金額にかかわらず、副食費の基準単価は4,500円となります。
4	要件	保護者または施設が市町村から副食費（給食費）の助成を受けている場合、本事業の対象となりますか。 ①保護者は施設へ副食費（給食費）を支払い、後日、市町村へ請求し、助成を受ける場合 ②施設は保護者から副食費（給食費）を徴求せず、代理受領方式で直接市町村から助成を受ける場合	①、②のいずれも対象となります。 なお、市町村から独自に物価高騰等対策として給食費等の補助を受けている場合は、対象外となります。
5	要件	認定こども園において、長期休業期間（夏休み等）で1号認定子どもに給食を提供していない場合、2号認定及び3号認定子どもだけ補助対象となりますか。	長期休業期間（夏休み等）に月10日以上給食を提供していない1号認定の子どもは、補助対象外となります。
6	対象児童	月途中の入所児童に関しては、対象児童に含めないのでしょうか。	含めません。 毎月初日の園児数で計算します。（初日が休園日の場合は、その日以降最初の開園日を初日とみなします。）
7	対象児童	3号認定児童の主食費・副食費については、保育料に含まれておりますが、本事業の対象児童に含まれますか。	含めます。 なお、3号認定児は、主食費と副食費の両方が保育料に含まれているため、基準単価は7,500円となります。
8	対象児童	3号認定の住民税非課税世帯の児童で保育料の徴収が免除されている園児に関しては、本事業の対象園児に含まれますか。	保育料の徴収が免除されている園児についても、園は給食を提供しており、物価高騰等の影響を受けていると考えられるため、本事業の対象園児に含まれます。

9	対象児童	施設がサービスの一環として、主食費を「無償」で提供している施設については、主食費は本事業の対象とはならないと考えておりますが、相違ないでしょうか。	主食費を「無償」で提供している施設についても、物価高騰等の影響を受けていると考えられるため、月10日以上「無償」で提供している場合、主食費を含め、本事業の対象となります。
10	対象児童	副食費の徴収が免除されている児童についても、本事業の対象園児に含めますか。	副食費の徴収が免除されている児童については、1人当たり最大4,500円の副食費徴収免除加算が施設型給付費として支払われていますが、物価高騰分は考慮されていないため、本事業の対象園児に含めます。
11	対象児童	園児と同様に給食の提供を受けている保育士の給食費は、本事業の対象外ですか。	本事業はコロナ禍において、物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前通りの給食等の実施が確保されるよう、必要な経費を支援するものであることから、事業の趣旨から鑑みて、保育士の給食費は対象外となります。